

## Trustサービス業務に関する契約書文例

平成 16 年 6 月 15 日  
日本公認会計士協会

### はじめに

本研究報告は、日本公認会計士協会が平成 15 年 9 月に公表した IT 委員会報告第 2 号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に基づいて、我が国の監査法人又は公認会計士が Trust サービス業務を実施するに当たり、参考となる契約書の文例を示したものである。Trust サービスは、今般、我が国の会計士業界において初めて導入された業務であるため、円滑な業務遂行のためには、契約当事者による適切な契約書の作成が重要となる。本研究報告に記載された契約書の文例は、Trust サービス業務に関する契約書の作成に当たって、契約当事者が利用することを意図して作成されている。

Trust サービスとは、システムの信頼性又は電子商取引の安全性等に関する内部統制について保証を与えるサービスであり、米国公認会計士協会とカナダ勅許会計士協会によって開発されたものである。Trust サービスの業務には、Trust サービスの原則と規準(Trust Services Principles and Criteria)又は認証局のための WebTrust の原則と規準(WebTrust Principles and Criteria for Certification Authorities)に従って実施される検証業務、合意された手続業務及び助言業務の業務がある。

本研究報告では、Trust サービスの業務に係る契約書のうち、次の 3 つの契約書の文例を示している。

- (1) 「Trust サービス検証業務」に係る契約書文例
- (2) 「Trust サービスの合意された手続業務」に係る契約書（二者間の契約書）文例
- (3) 「Trust サービスの合意された手続業務」に係る契約書（三者間の契約書）文例

なお、監査法人又は公認会計士が、Trust サービスを実施するためには、日本公認会計士協会と Trust サービスのサブライセンス契約を締結することが必要となる。

## 契約書文例

### 1. 「Trustサービス検証業務」に係る契約書文例

#### 「Trustサービス検証業務」に係る契約書

業務委嘱者 株式会社（以下「甲」という。）と業務受嘱者 監査法人（以下「乙」という。）は、次のとおりTrustサービス検証業務（以下「本件業務」という。）に係る契約を締結する。

#### 第1条（用語の定義）

本契約において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

Trustサービスとは、情報技術のリスクと機会を提示するために、Trustサービスの原則と規準（Trust Services Principles and Criteria）に基づいて実施される専門家としての検証業務、合意された手続業務及び助言業務をいう。

SysTrustとは、Trustサービスの原則と規準に基づき検証されているシステムについて、企業の経営者が有効な内部統制を維持していることに関して、高水準の保証を与える目的で実施される検証業務をいう。

WebTrustとは、Trustサービスの原則と規準に基づき検証されている電子商取引システムについて、企業の経営者が有効な内部統制を維持していること、及び該当する場合には、当該企業が定められた電子商取引のビジネスの方針に準拠していることに関して、高水準の保証を与える目的で実施される検証業務をいう。

認証局のためのWebTrustとは、認証局のためのWebTrustの原則と規準を使用して、高水準の保証を与える目的で実施される検証業務をいう。

Trustサービスの原則と規準とは、認証局のためのWebTrustの原則と規準を除き、「AICPA（米国公認会計士協会）/CICA（カナダ勅許会計士協会）Trustサービスの原則と規準（AICPA/CICA Trust Services Principles and Criteria）」（随時行われる改訂を含む。）をいう。

認証局のためのWebTrustの原則と規準とは、「認証局のためのAICPA/CICA WebTrustの原則と規準（AICPA/CICA WebTrust for Certification Authorities Principles and Criteria）」（随時行われる改訂を含む。）をいう。

実務指針とは、「Trustサービスに係る実務指針（中間報告）」（平成15年9月2日 日本公認会計士協会IT委員会報告第2号）をいう。

保証基準とは、実務指針において規定されている国際会計士連盟が作成した国際保証業務基準第100号（ISAE100）「保証業務」に記載された基準をいう。

検証業務とは、実務指針に準拠して、検証責任者が該当する保証基準に従って手続を実施し、検証の対象事項はすべての重要な点においてTrustサービスの原則と規準、又は認証局のためのWebTrustの原則と規準に適合している旨の高水準の保証を含む意見が述べられている検証報告書の発行を目的とする業務をいう。

検証責任者とは、検証報告書において意見を表明する公認会計士をいう。

経営者の記述書とは、経営者が、検証報告書の対象期間において、Trustサービスの規準に基づいて、対象となるTrustサービスの原則を満たすように検証対象事項に対して有効な内部統制を維持していることを記述したものをいう。

#### 第2条（利害関係等）

甲と乙は、日本公認会計士協会倫理規則第14条に規定する特別の利害関係のないことを確認した。

2. 甲と乙は、本件業務が甲と著しい利害関係を有する者によっては為し得ないことを理解し、本契約締結後においても、日本公認会計士協会が定める特別の利害関係に該当する事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

#### 第3条（業務の目的）

乙は、本条第2項に記載した検証対象（を記述した経営者の記述書）について検証業務を実施する。

2. 本件業務における検証対象事項は、次のとおりとする。

システムが、次のTrustサービスの規準に基づいて、平成×年×月×日から平成×年×月×日までにおいて、対象となるTrustサービスの原則を満たすように有効な内部統制を維持していること。

Trustサービスの可用性の原則と規準

Trustサービスのセキュリティの原則と規準

Trustサービスの処理のインテグリティの原則と規準

Trustサービスのプライバシーの原則と規準

Trustサービスの機密保持の原則と規準

3. 乙は、平成×年×月×日までに、本件業務に係る検証報告書（以下「検証報告書」という。）を甲に提出するものとする。
4. 乙の責に帰すべき事由によらずに、平成×年×月×日までに乙が十分であると判断する程度まで本件業務が完了しない場合には、乙は検証報告書の提出を行わないことができる。

#### 第4条（乙が適用する検証業務の基準）

乙は、第1条 で定める保証基準に準拠して意見表明を行う。

#### 第5条（乙が適用する規準）

乙は、実務指針に規定されている Trust サービスの原則と規準を適用規準として、検証業務に関する手続を実施するものとする。

#### 第6条（甲の経営者の責任）

甲の経営者は、次のことを確認する。

甲の経営者が、検証対象事項に係る内部統制の有効性について責任を有することを認識していること

甲の経営者は、実務指針が定める要件を満たした様式により経営者の記述書を作成すること

#### 第7条（乙の責任）

乙は、検証対象がTrustサービスの原則と規準に準拠しているかどうかについて、実務指針に従って検証手続を実施し、意見を表明する責任を有する。ただし、乙は自己の意見を保証するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しないことができる。

#### 第8条（本件業務の限界）

検証業務とは、第1条に定める業務であり、甲が業務として提供している商品又はサービスの内容、並びに品質を担保又は約束するものではない。したがって、本件業務は、当該商品又はサービスに関連して発生した損失を補償するものではなく、また金銭的な保証を行うものでもない。

2. 乙は、検証対象に重要な影響を及ぼす誤謬又は不正、並びに対象事項に直接的に重要な影響を及ぼすその他の違法行為の有無について、合理的な基礎を得るために本件業務を計画するが、合理的な基礎は絶対的なものではない。これは、検証対象に係る内部統制には経営者の判断が含まれること、本件業務が原則として試査により実施されること、内部統制には固有の限界があること、乙が入手する証拠の多くは説得力のあるものではあっても絶対的なものではないこと、また、証拠の入手及び結論を導く過程において乙の判断が入ることから、実務指針に従って適切な本件業務の計画を策定し、適切に本件業務を実施しても、検証対象に対して絶対的な保証を与えることはできないためである。したがって、乙は、誤謬、不正又はその他の違法行為が存在した場合でも、それらを発見することを保証するものではない。

#### 第9条（Trustサービスのシール又はロゴの取扱い）

本件業務によるTrustサービスのシール又はロゴを表示する場合の取扱いは次のとおりとし、本条に定めのない事項については、甲は乙の指導に従うものとする。

甲は、AICPA/CICAの指定する形式のTrustサービスのシール又はロゴを、乙が同意する甲のWebサイトのページに表示する。

甲は、Trustサービスのシール又はロゴを表示するために必要な費用をすべて負担するものとする。

Trustサービスのシール又はロゴの使用期間は、乙の無限定検証報告書に改訂の必要性がない限り、乙の無限定検証報告書の日付から1年間とする。

Trustサービスのシール又はロゴの使用期間を経過した後は、甲はTrustサービスのシール又はロゴを使用できない。

次の場合には、甲はWebサイト上のTrustサービスのシール又はロゴを削除しなければならない。

(ア)本条に違反して表示している場合

(イ)日本公認会計士協会から、本件業務が実務指針に準拠していないと指摘された場合

甲が本条 又は にかかわらず、Trust サービスのシール又はロゴを削除しなかった場合には、日本公認会計士協会又は乙は、Trust サービスのシール又はロゴを甲の Web サイトから削除することについて法的な措置を講じることができる。また、日本公認会計士協会又は乙は、この法的措置の手續に要した弁護士報酬及び費用を甲に請求することができるものとする。

#### 第10条（経営者確認書）

甲は、乙が実務指針に基づく検証業務の一環として、検証対象事項についての責任が経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を、検証報告書の交付日に甲の経営者から入手し、乙が利用することを了解する。

#### 第11条（甲の協力）

甲は、乙が効率的かつ適切に業務を実施できるよう乙に全面的に協力する。甲は、乙が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を乙に提供し、乙の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

#### 第12条（守秘義務）

乙は、本件業務上で知り得た甲及びその関係者の秘密を、正当な理由なく他に漏らし又は窃用してはならない。

2. 前項の正当な理由には、乙が日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会に対し報告し、又は同協会の質問に回答する場合、及び自己の利益擁護のため必要やむを得ざる場合を含むことを、甲は了解する。

#### 第13条（乙の業務執行社員及び補助者）

乙が本件業務を遂行するに当たり、検証責任者として職務を行う乙の業務執行社員及び主たる補助者は、次のとおりである。

業務執行社員	公認会計士
補助者	公認会計士
	公認会計士

#### 第14条（報酬及び支払方法）

甲は乙に対して本件業務の報酬を、次のとおり支払うものとする。

報酬の額 \_\_\_\_\_ 円（消費税込み）

乙は、本件業務の完了後に、上記報酬に、本件業務において発生した交通費・宿泊費、その他の諸経費を加算して甲に請求し、甲は当該請求額を 日以内に乙へ支払うものとする。

2. 本件業務に要した乙の業務時間数が、本契約締結時における予定時間数を超えた場合には、乙は報酬額の改訂を甲に申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

#### 第15条（検証業務の実施期間）

本件業務の実施期間は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までとする。ただし、本件業務の完了は、当該期間中において検証報告書を甲が受領した時点とする。

#### 第16条（契約の継続）

甲又は乙から本件業務契約の解除の申出がない限り、毎年本契約を延長し、乙は平成×年×月×日以降も本件業務を継続して実施するものとする。

#### 第17条（免責）

甲の提供する事実関係の表明及び情報の重要性に鑑み、仮に甲の提供する事実関係の表明若しくは情報が不完全であったり、不正確であったり、又は最新のものでない場合には、それに基づいて発生する責任・費用の負担に関しては、甲がその全額を負担するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

#### 第18条（乙の責任の上限額及び過失相殺）

検証報告書に表明された意見に基づき、あるいはそれに関連して甲が何等かの損害を蒙った場合であっても、乙は一切の責任を負担しない。また甲は、これらについて乙に対し一切の責任追及をしない。

2. 契約に関連する乙の損害賠償の義務は、責任の原因となった業務の部分に対して乙が受領する報酬額を限度とし、その損害賠償には、特別損害、間接的損害及び懲罰的損害ないし損失（逸失利益、預貯金、事業機会の喪失も含むものとする）等は一切含まれないものとする。
3. 前項において、乙が甲に対して損害賠償を負う事由に関し、甲の役員又は使用人に過失があるときは、乙の損害賠償の金額を定める際に斟酌し減免するものとする。

#### 第19条（本件業務と不正、誤謬及び違法行為）

甲は、本件業務が甲の役員又は使用人の不正、誤謬又は違法行為（以下「不正等」という。）を発見し指摘することを目的とするものでないことを確認する。

2. 甲は、甲の役員又は使用人の不正等で、検証対象事項の説明に関して重要な虚偽の原因となるもの、又はそのおそれのあるものを知ったときは、速やかに乙に報告するものとする。

#### 第20条（契約の解除事由）

次の各号に該当する場合、乙は甲に対して何らの催告することなく、本契約を直ちに解除することができる。

甲が、法令、定款、その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合

甲の株主、役員及び利害関係者等に反社会的な団体又は個人が存在することが判明した場合

甲がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備又は法的・物理的な処置を

行わない場合

甲の役員又は使用人が乙の業務遂行に誠実に対応しない場合など、乙の甲に対する信頼関係が著しく損なわれた場合

#### 第21条（契約の解除・終了）

甲の責めに基づき本契約の履行が不可能となったとき（前条の規定により本契約が解除されたときを含む。）は、乙は本契約を解除することができる。この場合において、甲は、業務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、また、業務着手後においては契約した報酬の金額を乙に支払う。

- 2．乙の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、甲は本契約を解除することができる。この場合において、乙は、既に受領した報酬を甲に返還するものとする。
- 3．甲及び乙の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。

#### 第22条（紛争解決）

本契約は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。

- 2．本契約に関して又は関連して紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに、甲と乙は合意する。

#### 第23条（その他）

本契約の解釈又は本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従って、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本契約の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成×年×月×日

東京都 区 町

株式会社

取締役社長 印

東京都 区 町

監査法人

代表社員 印

## 2. 「Trust サービスの合意された手続業務」に係る契約書（二者間の契約書）文例

### 「Trustサービスの合意された手続業務」に係る契約書 （二者間の契約書）

業務委嘱者 株式会社（以下「甲」という。）と業務受嘱者 監査法人（以下「乙」という。）は、次のとおり合意された手続業務（以下「本件業務」という。）に係る契約を締結する。

#### 第1条（用語の定義）

本契約において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

Trustサービスとは、情報技術のリスクと機会を提示するために、Trustサービスの原則と規準（Trust Services Principles and Criteria）に基づいて実施される専門家としての検証業務、合意された手続業務及び助言業務をいう。

Trustサービスの原則と規準とは、認証局のためのWebTrustの原則と規準を除き、「AICPA(米国公認会計士協会)/CICA(カナダ勅許会計士協会) Trustサービスの原則と規準（AICPA/CICA Trust Services Principles and Criteria）」（随時行われる改訂を含む。）をいう。

認証局のためのWebTrustの原則と規準とは、「認証局のためのAICPA/CICA WebTrustの原則と規準（AICPA/CICA WebTrust for Certification Authorities Principles and Criteria）」（随時行われる改訂を含む。）をいう。

実務指針とは、「Trustサービスに係る実務指針（中間報告）」（平成15年9月2日日本公認会計士協会IT委員会報告第2号）をいう。

合意された手続業務の基準とは、実務指針において規定されている国際監査基準第920号（ISA920）「財務情報に関する合意した手続の実施契約」をいう。

合意された手続業務とは、実務指針に準拠して、合意された手続業務の基準に準じて実施する業務であり、業務責任者が、実施対象とTrustサービスの原則と規準又は認証局のためのWebTrustの原則と規準との適合性に関して、甲と乙との間で合意された手続を実施し、その結果を乙が甲に報告する業務をいう。

#### 第2条（業務の目的）

乙は、本条第2項に記載した実施対象に対して、第3条に記載されている甲と合意された手続を実施し、その結果及び発見した事項を甲に報告する。

#### 2. 本件業務における合意された手続の実施対象は、次のとおりとする。

平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における システムの内部統制

#### 3. 乙は、平成×年×月×日までに、本件業務に係る合意された手続業務の報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

#### 4. 乙の責に帰すべき事由によらずに、平成×年×月×日までに乙が十分であると判断する程度まで本件業務が完了しない場合には、乙は報告書の提出を行わないことができる。



### 第3条（合意された手続）

乙は、添付 に記載した甲及び乙二者間で合意された手続（以下「合意された手続」という。）を実施する。添付 は、本契約と一体となり、本契約の一部をなす。

- 2．実施する手続が、合意された手続を実施する過程で変更されることとなる場合には、本契約の変更として、甲及び乙が、その都度、添付 所定の合意された手続の変更を書面で合意する。
- 3．合意された手続（性格、時期及び範囲）の十分性についての責任は、甲にある。また、合意された手続が、その目的に対して適切でない、あるいは十分でないことに関する責任は、甲にある。
- 4．乙が適切に報告した発見事項を甲が誤解し、あるいは報告書を不正に利用することに関しての責任は、甲にある。

### 第4条（乙が適用する業務の実施基準）

乙は、第1条 で定める合意された手続業務の基準に準じて本件業務を実施する。

### 第5条（実施対象が準拠すべき規準）

乙は、本件業務の実施対象について、実務指針に規定されている Trust サービスの原則と規準に照らして本件業務の合意された手続を策定し、実施する。

### 第6条（乙の責任）

本件業務及び報告書は、甲の利用に供することを目的として実施、作成されるものであり、他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、乙は、本件業務及び報告書に関して、甲以外のいかなる第三者に対しても、乙の帰責事由の有無を問わず何らの責任を負わない。

### 第7条（合意された手続の範囲外の手続により認められた事項）

乙は、合意された手続の範囲外の追加の手続を実施する必要はない。ただし、合意された手続の適用に関連して報告書に記述される発見事項と、重要な点において矛盾する事項を他の方法により発見した場合には、乙は、報告書にこの事項を併せて記載することができる。報告書にかかる記載がなされた場合は、乙は、記載された結果について責任を有する。

### 第8条（報告書の利用制限）

報告書の利用者は、甲に限定される。乙は、甲以外の第三者に対して報告書を提出してはならない。

- 2．甲は、甲の経営者及び本件業務に関わっている甲の従業員以外の第三者に、報告書の一部又は全部を開示あるいは提示し、又は利用させ、又は、かかる第三者をして、報告書の一部又は全部を開示又は提示させてはならない。また、甲は、報告書の一部又は全部を対外的に引用し又はさせてはならない。

3. 本条は、甲の監督官庁が法令に従って甲に報告書の提出を要求した場合において、甲が自己の判断によって報告書を提出する場合までを制限するものではない。その場合であっても、乙は、本件業務及び報告書に関して又は関連して、甲以外のいかなる第三者に対しても乙の帰責事由の有無を問わず何らの責任を負わない。

#### 第9条（経営者確認書）

甲は、乙が実務指針に基づく合意された手続業務の一環として、提供する資料の記載等が完全であり真実であることの確認等を内容とした経営者確認書を、報告書の交付日に甲の経営者から入手することを了解する。

#### 第10条（外部の専門家の利用）

甲及び乙は、本件業務において、次の専門家の業務を利用することに合意する。

【専門家名称、職種、利用する具体的業務内容について記載】

#### 第11条（重要性の基準）

本件業務の合意された手続を実施した結果の発見事項は、次の重要性の基準に基づいて報告するものとする。

【注：甲と乙で合意した重要性の基準があれば、ここに記載する。】

#### 第12条（保証の有無）

乙が実施する手続は、実務指針や国際監査基準に準拠して行われる保証業務を構成しておらず、したがって、乙はいかなる保証を表明するものではない。

#### 第13条（甲の協力）

甲は、乙が効率的かつ適切に業務を実施できるよう乙に全面的に協力する。甲は、乙が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を乙に提供し、乙の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

#### 第14条（守秘義務）

乙は、本件業務上で知り得た甲及びその関係者の秘密を、正当な理由なく他に漏らし又は窃用してはならない。

2. 前項の正当な理由には、乙が日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会に対し報告し、又は同協会の質問に回答する場合、及び自己の利益擁護のため必要やむを得ざる場合を含むことを、甲は了解する。

#### 第15条（乙の業務執行社員及び補助者）

乙が本件業務を遂行するに当たり、業務責任者として職務を行う乙の業務執行社員及び主たる補助者は、次のとおりである。

業務執行社員	公認会計士
補助者	公認会計士

## 公認会計士

### 第16条（報酬及び支払方法）

甲は乙に対して本件業務の報酬を、次のとおり支払うものとする。

報酬の額 \_\_\_\_\_円（消費税込み）

乙は、本件業務の完了後に、上記報酬に、本件業務において発生した交通費・宿泊費、その他の諸経費を加算して甲に請求し、甲は当該請求額を 日以内に乙へ支払うものとする。

- 2．本件業務に要した乙の業務時間数が、本契約締結時における予定時間数を超えた場合には、乙は報酬額の改訂を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

### 第17条（業務の実施期間）

本件業務の実施期間は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までとする。ただし、本件業務の完了は、当該期間において報告書を甲が受領した時点とする。

### 第18条（免責）

甲の提供する事実関係の表明及び情報の重要性に鑑み、仮に甲の提供する事実関係の表明若しくは情報が不完全であったり、不正確であったり、又は最新のものでない場合には、それに基づいて発生する責任・費用の負担に関しては、甲がその全額を負担するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

### 第19条（乙の責任の上限額及び過失相殺）

報告書に記載された結果に基づき、あるいはそれに関連して甲が何等かの損害を蒙った場合であっても、乙は一切の責任を負担しない。また甲は、これらについて乙に対し一切の責任追及をしない。

- 2．本契約に関連する乙の損害賠償の義務は、責任の原因となった業務の部分に対して乙が受領する報酬額を限度とし、その損害賠償には、特別損害、間接的損害及び懲罰的損害ないし損失（逸失利益、預貯金、事業機会の喪失も含むものとする）等は一切含まれないものとする。
- 3．前項において、乙が甲に対して損害賠償を負う事由に関し、甲の役員又は使用人に過失があるときは、乙の損害賠償の金額を定める際に斟酌し減免するものとする。

### 第20条（本件業務と不正、誤謬及び違法行為）

甲は、本件業務が甲の役員又は使用人の不正、誤謬又は違法行為（以下「不正等」という。）を発見し指摘することを目的とするものでないことを確認する。

- 2．甲は、甲の役員又は使用人の不正等で、実施対象の説明に関して重要な虚偽の原因となるもの、又はそのおそれのあるものを知ったときは、速やかに乙に報告するものとする。

#### 第21条（契約の解除事由）

次の各号に該当する場合、乙は甲に対して、何らの催告することなく、本契約を直ちに解除することができる。

甲が、法令、定款、その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合

甲の株主、役員及び利害関係者等に反社会的な団体又は個人が存在することが判明した場合

甲がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備又は法的・物理的な処置を行わない場合

甲の役員又は使用人が乙の業務遂行に誠実に対応しない場合など、乙の甲に対する信頼関係が著しく損なわれた場合

#### 第22条（契約の解除・終了）

甲の責めに基づき本契約の履行が不可能となったとき（前条の規定により本契約が解除されたときを含む。）は、乙は本契約を解除することができる。この場合において、甲は、業務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、また、業務着手後においては契約した報酬の金額を乙に支払う。

- 2．乙の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、甲は本契約を解除することができる。この場合において、乙は、既に受領した報酬を甲に返還するものとする。
- 3．甲及び乙の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。

#### 第23条（紛争解決）

本契約は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。

- 2．本契約に関して又は関連して紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに、甲と乙は合意する。

#### 第24条（その他）

本契約の解釈又は本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従って、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成×年×月×日

東京都 区 町

株式会社

取締役社長 印

東京都 区 町

監査法人

代表社員

印

【添付】

合意された手続

甲及び乙の二者間で合意された手続は、次のとおりである。

【合意された手続を記載する。】

### 3. 「Trust サービスの合意された手続業務」に係る契約書（三者間の契約書）文例

#### 「Trustサービスの合意された手続業務」に係る契約書 （三者間の契約書）

業務委嘱者 株式会社（以下「甲」という。）及び報告書の利用者 株式会社（以下「丙」という。）と業務受嘱者 監査法人（以下「乙」という。）は、次のとおり合意された手続業務（以下「本件業務」という。）に係る契約を締結する。

#### 第1条（用語の定義）

本契約において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

Trustサービスとは、情報技術のリスクと機会を提示するために、Trustサービスの原則と規準（Trust Services Principles and Criteria）に基づいて実施される専門家としての検証業務、合意された手続業務及び助言業務をいう。

Trustサービスの原則と規準とは、認証局のためのWebTrustの原則と規準を除き、「AICPA（米国公認会計士協会）/CICA（カナダ勅許会計士協会）Trustサービスの原則と規準（AICPA/CICA Trust Services Principles and Criteria）」（随時行われる改訂を含む。）をいう。

認証局のためのWebTrustの原則と規準とは、「認証局のためのAICPA/CICA WebTrustの原則と規準（AICPA/CICA WebTrust for Certification Authorities Principles and Criteria）」（随時行われる改訂を含む。）をいう。

実務指針とは、「Trustサービスに係る実務指針（中間報告）」（平成15年9月2日 日本公認会計士協会IT委員会報告第2号）をいう。

合意された手続業務の基準とは、実務指針において規定されている国際監査基準第920号（ISA920）「財務情報に関する合意した手続の実施契約」をいう。

合意された手続業務とは、実務指針に準拠して、合意された手続業務の基準に準じて実施する業務であり、業務責任者が、実施対象とTrustサービスの原則と規準又は認証局のためのWebTrustの原則と規準との適合性に関して、甲、丙及び乙との間で合意された手続を実施し、その結果を乙が甲及び丙に報告する業務をいう。

#### 第2条（業務の目的）

乙は、本条第2項に記載した実施対象に対して、第3条に記載されている甲、丙及び乙三者間で合意された手続を実施し、その結果及び発見された事項を甲及び丙に報告する。

2. 本件業務における合意された手続の実施対象は次のとおりとする。

平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における システムの内部統制

3. 乙は、平成×年×月×日までに、本件業務に係る合意された手続業務の報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

4. 乙の責に帰すべき事由によらずに、平成×年×月×日までに乙が十分であると判断す

る程度まで本件業務が完了しない場合には、乙は報告書の提出を行わないことができる。

### 第3条（合意された手続）

乙は、添付 に記載した甲、丙及び乙三者間で合意された手続（以下「合意された手続」という。）を実施する。添付 は、本契約と一体となり、本契約の一部をなす。

- 2．実施する手続が、合意された手続を実施する過程で変更されることとなる場合には、本契約の変更として、甲、丙及び乙が、その都度、添付 所定の合意された手続の変更を書面で合意する。
- 3．合意された手続（性格、時期及び範囲）の十分性についての責任は、甲及び丙にある。また、合意された手続が、その目的に対して適切でない、あるいは十分でないことに関する責任は、甲及び丙にある。
- 4．乙が適切に報告した発見事項を甲ないし丙が誤解し、あるいは報告書を不正に利用することに関しての責任は、甲ないし丙にある。

### 第4条（乙が適用する業務の実施基準）

乙は、第1条 で定める合意された手続業務の基準に準じて本件業務を実施する。

### 第5条（実施対象が準拠すべき規準）

乙は、本件業務の実施対象について、実務指針に規定されている Trust サービスの原則と規準に照らして本件業務の合意された手続を策定し、実施する。

### 第6条（乙の責任）

本件業務及び報告書は、甲及び丙の利用に供することを目的として実施、作成されるものであり、他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、乙は、本件業務及び報告書に関して、甲及び丙以外のいかなる第三者に対しても、乙の帰責事由の有無を問わず何らの責任も負わない。

### 第7条（合意された手続の範囲外の手続により認められた事項）

乙は、合意された手続の範囲外の追加の手続を実施する必要はない。ただし、合意された手続の適用に関連して報告書に記述される発見事項と、重要な点において矛盾する事項を他の方法により発見した場合には、乙は、報告書にこの事項を併せて記載することができる。報告書にかかる記載がなされた場合は、乙は、記載された結果について責任を有する。

### 第8条（報告書の利用制限）

報告書の利用者は、甲と丙に限定される。乙は、甲及び丙以外の第三者に対して報告書を提出してはならない。

- 2．甲及び丙は、甲の経営者及び本件業務に関わっている甲の従業員並びに丙以外の第三者に、報告書の一部又は全部を開示あるいは提示し、又は利用させ、又は、かかる第三者をして、報告書の一部又は全部を開示又は提示させてはならない。また、甲及び丙は、

報告書の一部又は全部を、対外的に引用し又はさせてはならない。

3. 本条は、甲の監督官庁が法令に従って甲に報告書の提出を要求した場合において、甲が自己の判断によって報告書を提出する場合までを制限するものではない。その場合であっても、乙は、本件業務及び報告書に関して又は関連して、甲以外のいかなる第三者に対しても乙の帰責事由の有無を問わず何らの責任を負わない。

#### 第9条（経営者確認書）

甲は、乙が実務指針に基づく合意された手続業務の一環として、提供する資料の記載等が完全であり真実であることの確認等を内容とした経営者確認書を、報告書の交付日に甲の経営者から入手することを了解する。

#### 第10条（外部の専門家の利用）

甲、丙及び乙は、本件業務において下記専門家の業務を利用することに合意する。

【専門家名称、職種、利用する具体的業務内容について記載する。】

#### 第11条（重要性の基準）

本件業務の合意された手続を実施した結果の発見事項は、次の重要性の基準に基づいて報告するものとする。

【注：甲と乙で合意した重要性の基準があれば、ここに記載する。】

#### 第12条（保証の有無）

乙が実施する手続は、実務指針や国際監査基準に準拠して行われる保証業務を構成しておらず、したがって、乙はいかなる保証を表明するものではない。

#### 第13条（甲の協力）

甲は、乙が効率的かつ適切に業務を実施できるよう乙に全面的に協力する。甲は、乙が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を乙に提供し、乙の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

#### 第14条（守秘義務）

乙は、本件業務上で知り得た甲及びその関係者の秘密を、正当な理由なく他に漏らし又は窃用してはならない。

2. 前項の正当な理由には、乙が日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会に対し報告し、又は同協会の質問に回答する場合、及び自己の利益擁護のため必要やむを得ざる場合を含むことを、甲は了解する。

#### 第15条（乙の業務執行社員及び補助者）

乙は本件業務を逐行するに当たり、業務責任者として職務を行う乙の業務執行社員及び主たる補助者は、次のとおりである。

業務執行社員 公認会計士





る。

#### 第21条（契約の解除事由）

次の各号に該当する場合、乙は甲に対して何らの催告することなく、本契約を直ちに解除することができる。

- 甲又は丙が、法令、定款、その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
- 甲又は丙の株主、役員及び利害関係者等に反社会的な団体又は個人が存在することが判明した場合
- 甲がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備又は法的・物理的な処置を行わない場合
- 甲の役員又は使用人が乙の業務遂行に誠実に対応しない場合など、乙の甲に対する信頼関係が著しく損なわれた場合

#### 第22条（契約の解除・終了）

甲又は丙の責めに基づき本契約の履行が不可能となったとき（前条の規定により本契約が解除されたときを含む。）は、乙は本契約を解除することができる。この場合において、甲は、業務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、また、業務着手後においては契約した報酬の金額を乙に支払う。

2. 乙の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、甲は本契約を解除することができる。この場合において、乙は、既に受領した報酬を甲に返還するものとする。
3. 甲、丙及び乙の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。

#### 第23条（紛争解決）

本契約は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関して又は関連して紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに、甲、丙及び乙は合意する。

#### 第24条（その他）

本契約の解釈又は本契約に定めがない事項については、信義誠実の原則に従って、甲、丙及び乙は協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書3通を作成し、甲、丙及び乙各1通を保有する。

平成×年×月×日

東京都 区 町

株式会社

取締役社長 印

東京都 区 町

監査法人  
代表社員 印

東京都 区 町  
株式会社  
取締役社長 印

【添付】

合意された手続

甲、丙及び乙の三者間で合意された手続は、次のとおりである。

【合意された手続を記載する。】

以 上